

## 1. 事業の基となる施策

### ○第六次福井市総合計画

基本目標 みんなが快適に暮らすまち

政策 暮らしを支える社会基盤の整ったまちをつくる

施策 建築物の安全性の向上をはかる

### ○福井市建築物耐震改修促進計画（平成20年3月策定、平成25年3月改正）

目標 住宅及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化率90%（平成27年度）

施策 建築物の耐震診断及び耐震改修の重要性の普及啓発に努めるとともに、所有者が耐震診断等を行いやすい環境を整備する

## 2. 事業の目的

建築物の耐震性の向上を図るため、建築基準法の耐震基準が昭和56年6月に大幅に見直された。見直し以前の基準で建てられた木造住宅は、耐震性が不十分であり、大規模地震において多くの被害が発生している。住宅の所有者に対し、耐震診断の実施を促すことで、地震に対する防災意識を高めてもらい、住宅の耐震化の促進を図る。

### ○経緯

昭和53年6月12日 宮城県沖地震（M7.4、震度5）

昭和56年6月1日 建築基準法施行令改正 施行、耐震基準の大幅な見直し（新耐震基準）

平成7年1月17日 阪神・淡路大震災（M7.3、震度7）

平成7年10月27日 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）公布

平成17年3月20日 福岡県西方沖地震（M7.0、震度6弱） 大規模地震が頻発

平成18年1月25日 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」

住宅及び特定建築物の耐震化率について平成27年度までに90%にすることを目標

平成18年1月26日 耐震改修促進法改正 施行

平成20年3月 福井市建築物耐震改修促進計画の策定（H20～27 H25.3改定）

## 3. 市が行う必要性

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、国の方針において、既存建築物の耐震化は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」に位置づけられている。本市においても、社会基盤を整え、安全な住環境の整備を行う施策として、市民生活の基盤である「住宅」の耐震化の推進に取り組む必要がある。

## 4. 事業の概要（平成25年度）

平成17年より、県及び福井県木造住宅耐震促進協議会（※）と連携し、旧耐震基準（昭和56年5月以前に着工）で建てられた一戸建て木造住宅の所有者に対し、耐震診断・補強プラン作成に対する支援を行っている。耐震診断・補強プラン作成費用60,000円（各30,000円）のうち、所有者の負担額6,000円（各3,000円）にて実施した。

### ※福井県木造住宅耐震促進協議会

・・・（一社）福井県建築組合連合会、（一社）福井県建築士事務所協会、（一財）福井県建築住宅センター、（一社）福井県建築士会の4団体により、木造住宅の耐震性向上に寄与することを目的に設立された。

県は建築診断を行う技術者を養成し、福井県木造住宅耐震診断士として登録する。市町は耐震診断の希望者を募集し、協議会は市町と契約し、登録されている診断士から適した人材を派遣している。また、協議会は診断士の報告を受けて、専門家による所見を加え、最終的な判定をしており、円滑で公正な耐震診断の実施に寄与している。

### (1)事業期間

耐震診断 平成 17 年度～終了予定年度は設定していない  
補強プラン作成 平成 20 年度～終了予定年度は設定していない

### (2)実施主体

福井市  
耐震診断士派遣等の業務を福井県木造住宅耐震促進協議会に委託。

### (3)事業の対象、または事業区域

福井市内に存する一戸建ての木造住宅の所有者

### (4)事業実施手法

「福井市木造住宅耐震診断等促進事業実施要綱」に基づき、事業を実施

耐震診断申込み（所有者から市へ） → 診断士の派遣依頼（市から協議会へ）  
→ 診断士決定連絡（協議会から市へ） → 診断士派遣決定通知（市から所有者へ）  
→ 所有者負担金の払込み（所有者から協議会へ） → 診断・補強プラン作成  
→ 診断結果等の通知（協議会から所有者・市へ） → 委託料の支払い（市から協議会へ）

### (5)担当職員数

- <担当職員数> 3人 ※他の業務と兼務  
<業務内容> ・協議会との委託業務契約（年度初）  
・耐震診断申込みの受付（随時）  
・協議会へ耐震診断士の派遣要請（随時）  
・診断結果の報告書の審査（随時）  
・委託料の支払い（4半期ごと）  
・広報活動（随時）

### (6)実施費用 ※単位：千円、決算額は千円未満切上げ、なお、25年度の決算額については見込額

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
決 算 額	3,888	2,831	3,781	4,212	3,281

25 年度決算見込額内訳	決算見込額
委託料	3,267
郵便料	14
合計	3,281

<委託業務内容> 木造住宅耐震診断士派遣等業務委託  
耐震診断士の派遣、耐震診断・補強プラン作成、判定委員による診断結果等の判定  
を福井県木造住宅耐震促進協議会に委託

<財 源> 国補助金（社会資本整備総合交付金） 1,633 千円  
県補助金 1,089 千円

## (7)事業実績

	H17～19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
耐震診断	451 件	142 件	69 件	48 件	68 件	77 件	60 件	915 件
補強プラン作成	—	191 件	75 件	56 件	71 件	79 件	61 件	533 件

### 5. 所属による事業評価

#### <事業目標（平成25年度）>

木造住宅の耐震化率 86.3%

木造住宅耐震診断等促進事業 耐震診断・補強プラン作成件数 156 件

出前講座等の実施 7 回

#### <目標達成状況>

遅延又は目標未達成（数値目標あり）

#### <評価理由>

木造住宅の耐震化率 79.6%

木造住宅耐震診断等促進事業 耐震診断・補強プラン作成件数 121 件

出前講座等の実施 7 回

事業の目標件数を達成できなかった。また、耐震化率の推計値は目標に対し 6.7%マイナスであった。市民の生命と財産を守ることを目的に、今後も耐震改修の必要性を市民に広く理解してもらうため、県や各種団体と連携して、現場見学会等の普及啓発を継続的に実施する。

### 6. 平成26年度以降の事業の進め方

#### (1)平成26年度前半（7月末まで）の事業実績

消費税率改正に伴い、平成26年4月より耐震診断・補強プラン作成にかかる費用及び所有者負担額の改正を行った。

耐震診断等費用 60,000 円（各 30,000 円）⇒ 61,712 円（各 30,856 円）

所有者負担額 6,000 円（各 3,000 円）⇒ 6,170 円（各 3,085 円）

出前講座、自治会でのチラシ回覧、市政広報による広報活動を行った。

7月末時点申込件数 耐震診断 21 件、補強プラン 20 件

#### (2)平成26年度後半（8月以降）の事業の進め方

事業の周知、耐震化の重要性について広報活動を強化し、耐震診断等の促進に努める。

出前講座、耐震改修現場見学会、TVCMによる広報を予定。

#### (3)平成27年度以降の方向性及び理由

<今後の方向性> 維持

<理由> 平成17年度より当事業を実施してきたことにより、耐震化の促進に一定の効果はあったが、住宅の耐震化率については、平成27年度までに90%以上とする目標に対して、平成25年度末の推計値は79.6%と、達成には厳しい状況である。

大規模地震が想定されている中、人的及び経済的被害を軽減するため、日常生活の場である住宅の耐震化を図ることは重要な課題である。住宅の耐震化の促進のためには、所有者等が自らの問題として取り組むことが不可欠であるが、市は所有者等の取り組みをできる限り支援するため、今後も継続して、国や県と連携し事業を行っていく。

## 7. 関連事業

### (1)市の事業で関連する事業

- 木造住宅耐震改修促進事業

耐震診断の結果、耐震性に劣ると判定された一戸建て木造住宅の耐震改修工事にかかる費用の一部を補助する事業

- 大規模建築物耐震診断促進事業

平成25年耐震改修促進法改正に伴い、耐震診断が義務化された病院、店舗、ホテルなどの一定規模以上の建築物の耐震診断にかかる費用の一部を補助する事業

### (2)県や国、民間で関連する事業

福井県土木部建築住宅課事業

- 木造住宅耐震化促進事業

国・市町と連携し、旧耐震基準で建てられた一戸建て木造住宅の耐震診断・補強プラン作成、耐震改修工事にかかる費用の一部を補助する事業

- 大規模民間建築物耐震診断促進事業

国・市町と連携し、耐震診断が義務化された病院、店舗、ホテルなどの一定規模以上の建築物の耐震診断にかかる費用の一部を補助する事業

国土交通省

- 住宅・建築物安全ストック形成事業

住宅・建築物の安全性の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業等について、地方公共団体等に対し、国が助成を行う事業

## 8. ホームページの検索

検索キーワード：福井市 耐震診断

URL：<http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/jutaku/kentikubutu/taisin.html>